

子ども関連TOPICS ①

子どもの売買等に関する子どもの権利条約選択議定書

—第159回通常国会での批准は実現せず—

森田明彦 (子どもの権利条約総合研究所研究員、運営委員)

「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する『子どもの権利条約』の選択議定書（子どもの売買等に関する子どもの権利条約選択議定書）」は、去る6月16日に閉会した第159回通常国会で批准される予定で、国会による承認手続きまで終了していた（衆議院3月30日、参議院4月21日）にもかかわらず、そのために必要な児童福祉法改正案が同国会で成立しなかったため、批准されずに終わった。2002年5月10日、ニューヨークで開催された国連子ども特別総会最終日に署名された本議定書が、その後2年以上を経て未だに批准できないという事態は、今年1月30日に発表された「国連・子どもの権利委員会」による日本政府の第二回定期報告書に対する総括所見が本議定書の早期批准を勧告していることから看過できない問題である。

本議定書批准の遅延には、いくつもの原因があると思われるが、さしあたり、以下の点について述べる。

〔批准遅延の原因①—子どもの人身売買に対する日本社会の無関心〕

第一に、日本の市民社会に本議定書の早期批准を実現しようとする意欲が欠如していたことである。日本における「子どもに対する虐待、搾取、暴力」問題、特に性的な搾取問題に対する取り組みは、1996年8月にスウェーデンのストックホルムで開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」以来本格化し、その結果、1999年11月1日には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児ポ法）」が施行され、2001年12月には「第二回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）」が日本で開催される等、大きな進展を見た。その背景には、日本の市民社会における同問題に対する積極的な取り組みがあった。

しかし、横浜会議以降、この取り組みは急速に減速した。その結果、例えば、「児ポ法」改正案の作成作業も、行政府、一部国会議員が主導することとなり、同法改正作業の初期に市民社会の声を反

映させることが出来なかった。子どもの人身売買に関連する児童福祉法改正に至っては、政府が改正原案を策定するまで、市民社会側からの働きかけは皆無であった。2001年12月に開催された横浜会議の時点で、子どもの人身売買問題は、子どもサイバーポルノ問題と並んで世界的な課題となっていることを感じ取っていたわたしにとって、その後2年間以上にわたる日本の市民社会の「子どもの人身売買」問題に対する無関心には切齒扼腕の思いであった。近年、ようやく、「人身売買」問題全般に対する国民的関心が高まりつつあるが、是非、この流れの中で「子どもの人身売買」問題についても積極的な取り組みを進める必要がある。

〔批准遅延の原因②—批准に必要な国内法整備の問題〕

第二に、より具体的かつ技術的な問題として、本議定書批准に必要な国内法整備にかかわる問題がある。本議定書批准のために、前通常国会に2本の法律案が提出された。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児ポ法）改正案と児童福祉法改正案3である。このうち、児ポ法改正案は成立した。

しかし、成立しなかった児童福祉法改正案には、少なくとも以下

NEWSLETTER No.74 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 子どもの売買等に関する子どもの権利条約選択議定書
—第159回通常国会での批准は実現せず— /1
- ② 「学校安全法」学会案と子どもの安心して生きる権利 /3

イベント報告

- ① 子どもの権利基盤型アプローチの現在とこれから /3
- ② 子どもの権利条例ネットワーク5月イベント報告 /5

子どもの権利条約A to Z /4

フォーラムだより /5

お知らせ

・子どもの権利条約入門セミナー2004 /8

の4つの問題がある。

■児童福祉法改正案4つの問題

(1) 強制労働および臓器摘出目的の人身売買規定なし

児童福祉法改正案第34条では、性的搾取を目的とする子どもの人身売買に関する規定および児童労働を目的とする人身売買の一部はカバーされているように見えるが、強制労働および臓器摘出を目的とする人身売買について明文の規定はない。

(2) 児童福祉法改正案は、「国際組織犯罪条約の人の取引に関する議定書」の内容を反映していない。

同議定書第3条は、対象者が18歳未満の場合には、不法な手段が使われず、また本人が同意した場合でも、性的搾取、強制労働、臓器摘出などの搾取を目的とする取引は、「人身売買」とみなされると定めているが、この規定は、今回の児童福祉法改正案では全く反映されていない。児童福祉法では、「子どもの権利条約の選択議定書」批准に必要な法改正のみを行うというのも、一つの政策的な選択肢としてあり得るのかもしれない。しかし、「国際組織犯罪条約の人の取引に関する議定書」は、「子どもの人身売買」の関連規定を含んでおり、同議定書を全く無視した児童福祉法改正案は、既に同議定書を日本政府が署名し、批准に向けて国内的手続きを進めている現状を考えたとき、必ずしも適切なものとは考えられない。

(3) 児童福祉法改正案は、18歳未満であることが明らかではない「子ども」に対する取り扱いについて全く規定していない。

人身売買の犠牲となっている子どもは、一般には偽造旅券を利用したり、あるいは入国を容易にするために年齢を偽って成人として入国してくることが多いと言われている。また、思春期の女の子は、18歳未満かどうか区別がつかないことが多いということも一般に言われている。ユニセフ（国際連合児童基金）が最近発表した「南東欧における子どもの人身売買に関するガイドライン」では、被害者の子どもの年齢が不明で、かつ、その被害者が子ども（18歳未満）であると信じる理由がある場合には、被害者は子どもとみなされ、年齢がはっきりするまで、子どもとして扱われなければならないと定めている。したがって、18歳未満かどうかははっきりしないが、被害者が子どもと思われる場合、例えば旅券に16歳と記載してある場合には、その旅券の記載年齢が虚偽であり、実年齢は18歳以上であることが本国からの正式の出生登録証明書などによって明らかにされない限り、その被害者は子どもとして扱われるべきなのである。一方、日本の法廷では、途上国政府の発給した旅券の証拠能力は認められていないとも言われている。したがって、特に性的搾取を目的として日本に送り込まれてくる18歳未満の、いわゆる思春期の女の子ないし男の子に関して、その子どもが18歳未満であるかどうか確定する証拠がない場合の取り扱いについて今回の児童福祉法改正案に全く規定がないことは、同改正案の実効性という観点から大きな問題であると言わざるを得ない。

(4) 被害に遭った子どもの保護規定なし

今回の児童福祉法改正案に人身売買の被害に遭った子どもを保護する規定がないことは、「子どもの売買等に関する子ども権利条約選択議定書」第8条において定められている「被害に遭った子どもの保護」規定を満たしていないと考える。

また、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児ポ法）」にも問題がある。同法第8条は、「児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製

造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。2. 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。3. 前二項の罪の未遂は、罰する。」と定めている。

しかし、わたしの知る限り、1999年11月1日に児ポ法が施行されて以来、同条項に基づいて海外における人身売買事例の逮捕、立件が行われた例はない。（国内については、最近1件だけ逮捕例が報告された）16歳のコロンビア人の女の子が被害者となった事例（平成15年3月28日、東京地方裁判所）4でも、適用されたのは「出入国管理及び難民認定法」および「職業安定法」で、児ポ法は適用されていない。

本事例について、わたしは、警察・司法関係者から、①児ポ法第8条は、海外において子どもを「採用」した者が、その子どもに同行して来日した場合以外には適用できない、②途上国出身者の旅券は入国の際には有効とみなされるものの、裁判では証拠能力を認められないので、この事案のコロンビア人は「子ども」とは見なされなかったのではないかと、③出入国管理法および難民認定法のほうの刑罰が重いので、担当検事はそちらを採用することとしたのではないかと、等の説明を受けた。しかし、今回の児ポ法改正案には、これらの問題点を考慮した規定は盛り込まれていない。

以上のような不備が、前通常国会に提出された「子どもの人身売買」に関する2つの法律改正案に散見されるのは、我が国においては、子どもを含む非日本国籍者に対する人権保障の必要性が認識されていないからである。一方で、不法在留外国人の掃蕩を目指す動きに代表される「外国人排斥」の風潮は、日に日に高まっており、このような排外主義を阻止しなければ、日本はグローバル化する現在の国際社会において取り残されていくことになる。事実、最近発表された米国国務省の「2004年度人身売買報告書」は、日本を人身売買取締のための対策を早急に講じなければならない要監視国の一つに指定した。

「子どもの人身売買」問題に対する取り組みは、このような現状にある日本社会の内なる国際化を進める重要な方策の一つとして認識され、真剣に取り組まれる必要がある。

特に、若い被害者の年齢の特定が困難であるという人身売買という犯罪の特徴から考えて、18歳未満と18歳以上という年齢上の区別を設けて、別々の法律で対応するのではなく、「人身売買禁止法」という一つの包括的な法律の中で「子ども」に対する取り扱いも定める方が、より実効的な運用が可能になると考える。その意味で、来年の通常国会提出を目指して現在策定準備が進められている「人身売買禁止法」に、子どもに関する適切な規定が盛り込まれるよう求めていくことが必要である。

〔注〕

1 同改正案については、以下のURL（児童福祉法等の一部を改正する法律案）を参照

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/159.html>

2 本事例については以下のURLを参照。

<http://courtdomino2.courts.go.jp/kshanrei.nsf/webview/E10C8BBEE5EB878149256D2700300756/?OpenDocument>

「学校安全法」学会案と子どもの安心して生きる権利

喜多明人 (早稲田大学)

日本教育法学会・学校事故問題研究特別委員会は、2004年5月30日、神戸大学で開かれた提起総会で、「学校安全法要項案」(以下、単に要項案という=資料参照)を提案しました。この要項案は、2003年11月1日の「中間報告」の中で「第一次要項案」として公表され、学校災害被災者、学校関係者その他市民の声を広く受けとめ、可能な限り彼らの意思・ニーズを反映させていこうという趣旨の基で、約半年間の学会内外の検討を経て、最終的に今回公表されたものです。

1.なぜ「学校安全法」が提案されたのか

1960年代以降、学校災害問題が社会問題化していくなかで、学校災害被害者・家族が国レベルで期待してきたことは、憲法上認められた子どもの安全かつ安心して教育を受ける権利を保障していくために、①事故後の救済としての迅速かつ十全な学校災害補償制度の創設(=学校災害補償法)と、②事故前の再発防止としての学校安全最低基準の制定・遵守、その立法措置(=学校安全法)を講じることでした。

■現場依存の通達行政

とくに再発防止のための学校安全対策としては、これまで国・行政独自の責任を果たす施策ではなく、学校現場依存のマニュアルづくり、通達行政に終始してきたところに問題があることが指摘されてきました。昨年6月8日、8人の児童が殺傷された池田小学校事件において、文部科学省と遺族との間に「合意書」(『解説教育六法』三省堂、1010頁)が交わされましたが、そこでも通達行政の不備が露呈しています。文部科学省の掲げる「再発防止策」は、「防犯対策の報告書」「危機管理マニュアル」「防犯教室」「防犯対策の手引き書」「施設整備指針の改訂」「定期的調査」などにとどまり、現場依存の通達行政からの脱却が依然として図れず、国としての安全責任を果たしているとはいえない現状のままです。

2.国としての安全責任を果たすために

確かに、子どもの安全を図るための教職員の責任の自覚の必要性は痛感するところですが、同時に、日本の公教育法制が前提としてきた“子どもと教職員、保護者が安心、安全に学校活動を行えるよう”教育条件を整えていく教育行政の役割と責任を放棄させてはならないのではないのでしょうか。

■学校安全職員制度の設置

そこで、たとえば子どもや教職員の安全確保、学校防犯にとって

根本解決につながる対策として、国や自治体が予算を伴う安全対策である「学校安全職員」制度の創設を法律化していく提案がなされました。(要項案6、7、18)

とくに、要項案では、学校安全を継続的、組織的に実効性あるものにしていくために、「学校安全管理者」および「安全監視員」の設置を提案しています。また、防犯カメラ・ビデオ等の監視設備についても、自主的な教育活動や子ども等のプライバシーなど人権を保護する見地から、生命、身体に危険があると判断されるような緊急の学校防犯体制のなかで、かつ、人的条件の強化を優先しつつ、限定的に使用するよう提言しています。(要項案22)

(※それ以外の提言内容については要項案目次を参照)

今後は、このような「学校安全法」の制定をどうかかるか。国民の世論に期待するとともに、関係者、市民の地道な努力が求められると言えるでしょう。

「学校安全法」要項案の全体構成

第1章 総則	第3章 学校安全基準
1 この法律の目的	14 学校施設設備の安全基準
2 基本理念	15 学校環境衛生の安全基準、安全管理
3 定義、対象の範囲	16 危険度の高い環境下での活動にともなう安全規模・配置基準
4 国、地方公共団体の学校安全基準制定義務	17 安全な通学条件の整備と適正配置
5 学校設置者、学校の安全管理義務	18 学校安全職員等の配置基準
6 学校安全職員の配置、安全点検	第4章 学校安全の管理体制
7 安全教育、安全研修の機会	19 国、地方公共団体の学校安全管理
8 国の財政上の措置	20 学校、学校管理者の学校安全管理
第2章 学校安全基本計画	21 学校防災・保全対策
9 国の学校安全基本計画策定義務	22 学校防犯対策
10 学校安全基本計画の内容	23 教育活動における安全配慮義務
11 学校安全基本計画審議会の設置	24 学校災害発生時の救護体制、通報・報告義務
12 学校安全基本計画審議会の策定、公表の手續	25 学校災害の原因究明責任と相談・調査
13 地方公共団体の地域学校安全基本計画策定義務	26 日本学校安全センター

イベント報告 ①

子どもの権利条約国内発効10周年記念シンポジウム報告

(主催：子どもの権利条約総合研究所、2004年5月22日、於：東洋大学)

子どもの権利基盤型アプローチの現在とこれから

—国連子どもの権利委員会勧告の実施に向けて—

大河内 彩子 (法政大学大学院)

子どもの権利委員会は、立法・国内行動計画・広報啓発・NGOとの関係の中で「権利基盤型アプローチ」をとるよう日本を含め各国に勧告しています。しかし、具体的な中身は明らかにされていません。シンポジウムでは、子どもの権利を基礎に立法・法改正、計画策定・施策の推進、あるいは実践をどう進めていくのか、今までとの違いを明らかにすることを目的として、立法論・政策論・実践レベルからの報告がありました。

■虐待防止の歴史的展開と課題：平湯真人さん (弁護士)
児童福祉法 (1997年改正)、児童虐待防止法 (2000年制定)

では、「子どもの権利」は規定されませんでした。しかし2004年の児童虐待防止法の改正では、「子どもの人権侵害」と明記されて

います。また予防から分離後の親子への支援が「国と自治体の責務」であるという条文の規定も市民の請求権の基なる点で重要です。法改正を促した虐待に対する社会認識は、特別な家庭のとなでもない親と可哀想な子どもを分離する第1段階を経て、普通の家庭でも特別の状況ではあり得、子どものケアと親の指導が必要という第2段階へと変化してきました。しかしさらなる段階が必要だと思えます。虐待は家庭生活と育児のリスクの中で生じうるという認識です。そして子どもの行動を分類化せず、成長発達権を全面的に保障することで虐待を防止していくのです。

子どもの権利保障のためには、子ども自身が成長発達の力を持ちサポートをうける権利があるという成長支援的子ども観が必要です。子どもたちが自分の権利を行使してサポートを得る未来を展望して、サポーターを色々な形で増やしていく課題があります。大人のサポートがあれば実現できる、という認識により子どもが権利主体として力をつけていくのではないのでしょうか。

■「子ども計画」の展開と展望：森田明美さん（東洋大学）

「次世代育成支援行動計画」を策定する中で子どもの権利をいかに実現するかを4つの視点で整理していきたいと思えます。

1つ目は、実態を明らかにする自治体固有の調査の実施が必要だということです。子どもたちがその自治体の中でどのように育ち、どのような問題が発生してきているのかを押さえるためです。次に子どもの参加ですが、実際の子どもの思いに近づくために、大人は何をすべきかが改めて問われています。今までの支援は思い込みの中で行われてきたように思うのです。3つ目は、子どもが参加することにどれだけ共感を得られるかです。自治体が共感し枠組みとしての子ども参加が出来上がると、派生的に教育委員会と首長部局との協力がスタートしていき、地域化と総合化が必要になります。4つ目の施策化の事例ですが、私たちが大事にしたことはどういう意見が出され、子どもたちによってどのように変わったかをフィードバックすることです。これによって子どもたちは自分たちの意見が活かされているという実感を持つことができます。子どもたちの意見を聞くノウハウのない大人が多いために子どもたちが参加した

だけで終わってしまったら、子どもたちは二度と話してくれないでしょう。ですから、大人の責任とは何なのかを改めて問う必要があると思えます。

■子ども参加支援の現状と課題：浜田進士さん（子どもの権利ファシリテーター）

参加の権利主体である子どもを見ると、3つのことがあげられます。1つ目はサイレント・マジョリティです。ここで子どもたちに参加するように育成型アプローチをとるのではなく、権利基盤型アプローチで子どもを取り巻く環境や選択肢を考えることが求められます。2つ目が、参加している子どもの問題です。フォーラムでは自分を出せるのに学校では不安であるという「非日常」と「日常」のギャップを子どもたちは小さくしたいと思っています。また、今まで参加していた子どもたちが離れていく「18歳クライシス」もあげられます。大人の求める子どもを演じることへの疲労感や「子ども当事者から子どもの権利支援者へ」というモデル像が見えないことが原因です。この子どもたちに必要なのは、「大人との関係の場」と「子どもたちだけの居場所」を行き来できることです。権利基盤型という総括的なアプローチが必要なのです。3つ目は、権利基盤型アプローチで最も参加の権利を奪われている集団にフォーカスすることです。

次に子ども参加支援の課題ですが、第1は子どものライフステージに合わせた参加支援が大事だと思えます。第2には、権利を子どもたちに理解できるように知らせることです。第3には、参加支援の原則の共有化が重要です。第4にはファシリテーターの役割があげられ、第5に権利に目覚めた後の支援を確立することです。最後に、第三者評価の基準の確立の必要があげられます。

「子どもの意見を行動計画に取り入れる際、最低限やらなくてはいけないことは？」との質問に「子どもを大人の世界に引きずり込むのではなく、こちらから子どもの居場所に行きヒアリングすることは簡単にできます」と森田氏の応答がありました。また、参加者から「伝統的といわれる『ニーズ基盤型アプローチ』さえなされていないことを認識しなくてはならない」との指摘もありました。

連載 子どもの権利条約批准10年目企画 子どもの権利条約 A to Z

子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第7回

【第9条】

子どもの権利条約第9条では、親の意思に反して、親と子が離れ離れになってはいけないことが定められている。これは、みんなが生きていく上で、親が身近にいることが子どもにとってプラスであり、自然なことだと条約が考えているからなんだ。ところが、親がいることでよくないことが起きる場合もある。例えば親が子どもを虐待するときなどがこれにあたる。

親が子どもをなぐったり、言葉でいじめたり、性的な暴力をふるったり、食事を与えなかったりすることは、悲しいけれど現実に起こっている。そんなときは親と一緒にいることが必ずしも「子どもにとって一番いいこと」だとは言えないかもしれない。そういう場合は児童相談所や裁判所がきちんと手続きをして、子どもと親が離れてくらすこともある。

また、親が別居していたり離婚したりする場合も離れてくらすこともある。親や子のどちらかが感染する病気にかかって、うつさなように隔離される場合も別々になったりする。

「じゃあ、虐待されたり、離婚するときに、いきなり親と別れさせられることがあるの？」と心配になってしまった人もいるかもしれない。けれど、安心して。親と子がバラバラになってしまいそう

安部芳絵（子どもの参加ファシリテーター）

なとき、子どもは自分の考えを述べるができるよ。そして、例えばバラバラになったとしても、親とは連絡をとりあったりすることができる。子どもが少年院にはいたり、親が刑務所にはいたりする場合も直接会ったり、手紙や電話で連絡ができるように、国は工夫しなければいけない。

それから大事なことは、国は、親と子が離れ離れになったあとに、どこにいるのかの情報をそれぞれに伝えなければいけないってこと。ただし、子どもがどこにいるのかを親に知らせることが「子どもにとって一番いいこと」でない場合はあてはまらないよ。例えば、どこにいるかを知った親が、子どもを探し当てて虐待を続けそうな場合などがこれにあたる。情報を知らせることで、子どもや親によくない結果が生じることは、あてはまらないんだ。

日本の法律では親が離婚したあとに、子どもが親に会える権利をきちんと定めた法律がないんだ。だから、法律を変える必要がある。子どもにとってはどちらの親も同じくらい大切だったりするから、会いたいときに会えるように国は工夫して欲しいよね。それから親は、子どもには親に会う権利があることを忘れないで。子どもはもうひとりの親にも会いたいのに、一方の親の判断で会わせない、なんてことがないように気をつけてね。

子どもの権利条約フォーラム IN いばらき実行委員会だより

すべてが初めてのフォーラム

林 美穂 (竜ヶ崎第2高等学校2年)

私は今年初めて「子どもの権利条約フォーラム」に参加します。「子どもの権利条約」については、中学3年生の時に社会科の公民の授業でほんの少しやっただけで、この権利条約を知ってもらうためにこんなフォーラムをやっていることを知りませんでした。

初めて実行委員会にも参加しました。第1回実行委員会では、どんな人が来るのだろうかと思っていましたが、「子ども」と呼べる人が私を含めて3人しかいませんでした。実行委員会が始まりましたが、私はおとなたちの話しについていけず、何を話し合っているのかさっぱりで、突然おとなに、「子どもの意見を聞いてみましょうか」と、一斉におとなたちの視線が私に注がれました。おとなは、「別に意見を言わなくてもいいのよ」と言ってくれましたが、私には、「意見を言ってね」というようなオーラが感じられました。私は何を質問され、どういう風に返事をしたらいいかわかりませんでした。

第1回目の印象はとにかく、怖くて雰囲気はピリピリしていて、私のような子どもがいてもいいのかなあと思わせる雰囲気でした。

終わってから、茨城新聞社の取材を委員会に来ていた土田君と一緒にうけました。取材をうけたところ、記者さんは、フォーラムではないけれど子どもたちが中心になってやっているところもあったよという話をしてくれました。

私は笠井さんから去年のかわにしのフォーラムは、子どもだけの実行委員会もやっていたということ話をしていたので知っていました。だから、今年もそれをまねてやってみようということになりました。6月に子どもだけの実行委員会をやりました。集まったのは、土田君と私を含め女子7人でした。まだフォーラムについてのことは話し合っていないかもしれませんが、これからどんどん話し合っていきたいと思います。

最後に、私が学校名を書いたのは、先生方に、こういう活動をやっているよ、こんなのがあるんだよ、とアピールしたかったからです。子どもが権利条約を知っていて、おとなが知らないという場合もあるからです。

イベント報告 ②

子どもの権利条約ネットワーク5月イベント

どう思う？ 知ってる？ 覚えている？
忘れてませんか？ 子どもの権利条約

(2004年5月5日(水) 13:30から 於: 国立オリンピック記念青少年総合センター)

5月5日こどもの日、16、17歳の子どもたち自身による企画・運営で「どう思う？知ってる？覚えている？忘れてませんか？ 子どもの権利条約」というイベントが開催されました。

今年は批准10周年ということに注目した企画者達が、「子どもの権利条約」自体をもう一度考えよう！ということで、プログラムを作り上げました。子どもの権利条約に関するクイズでウォーミングアップした後、子どもとおとなが一緒になって、「児童労働、余暇の権利・学ぶ権利、教育とは、虐待・プライバシー、少年兵」についてグループに分かれて話し合いました。当日はおよそ60名の参加があり、おとな、親、先生、学生、子ども等、様々な立場からそれぞれの思いが出されました。以下に、今回のイベントを企画・運営した子どもたちからの感想・意見を紹介します。

(長谷部真琴、子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

■「児童労働」グループ—世界と日本の児童労働—

共通する問題点は、「選択肢がない」こと

松下 礼奈 (16歳)

2月から始まった5月イベント企画は本当にゼロからのスタートでした。私がこのイベントに参加した理由は子どもの権利条約というものをあまり知らず少し興味があったからです。本当にテーマから何も決まっていなくてかなりビックリしたというのが本音でした。2回の会議を経てテーマは子どもの権利条約そのものと決まりました。私は企画する側に立つのは初めてでありきたりかもしられませんが期待と不安がありました。

まず、手始めに条約を読んでも「こんなのも条約に入るの？」というものも多々ありました。わたしが今回担当したのは児童労働についてです。当日は他のグループに比べ人がなかなか集まらずどうしようとして少しばかりおどおどしてしまいました。しかしながら、少しずつ増えて行き内心「よかった」とほっとしました。

集まったのは私たちを含め8名。まず私たちの世界と日本の児童労働の現状についての説明から始まり、そのあとみんなでその現状についてこれからどのように改善して行けば良いかを話し合いました。話し合った結果、世界の児童労働の問題点は『学びたいけど、学べない。』日本の児童労働の問題点は『働きたいけど、働けない。』、この2つの共通点は『選択肢がない』です。さまざまな意見を出し



て、これらにたどり着きました。

今回、このイベントに通じて色々な視点からの考え方を学びました。企画者であったけれども参加者の方々から得るものは大変多く、深くかんがえさせられた部分もありました。

企画段階中の会議でもみんなでワイワイ色々なことを話している時も「へ〜。」と思うことがたくさんありました。自分で言うのも変かもしれませんが私からもなにか「へ〜。」と思うことがあったのならば幸いです。

NCRCのスタッフのみなさまへ：この場をかりてこのイベントの企画をさせて頂きましたことを感謝します。

企画者のみんなへ：本当に個性的なメンバーで楽しかったです。有り難う☆

参加者の方々へ：とても良い経験をする事が出来ました。本当にありがとうございました。又、かなり私の日本語が変だったと思うのですが、最後まで聞いて下さって有り難うございました。

中村 竜太郎 (16歳)

僕は松下さんと同じく、児童労働の問題について取り組みました。グループ別の発表にあたっては、まずいくつかの統計データを見たあと、日本と世界における子どもの労働環境について自分たちで調べた内容を発表し、「児童労働とは何か」「どうすれば児童労働をなくすることができるか」「日本と世界の子どもの労働環境の違いは何か」などについてディスカッションを行いました。

児童労働は近年長く続いている問題だけあって、答えを見いだすことは簡単ではありませんでしたが、参加者の方々と話し合っているうちに、児童労働に関する具体的な事例や各国の取り組みなど、今まで知らなかったことをたくさん知ることができました。それと同時に、誰かの活動を見守るだけでなく、自分も積極的に活動していかなければならないと強く感じました。

児童労働とは、知れば知るほど奥が深い、難しい問題だと思います。そのため調べても調べてもキリがなく、勉強不足なのではないかと不安な気持ちで迎えたイベントでしたが、それぞれの参加者が問題を提起し、考えを述べるというふうに非常に良い形でディスカッションを行うことができました。そのお陰で良い発表ができたと思います。

イベント当日まで引っ張ってくれた松下さん、参加者のみなさん、また今回のイベントに関わったすべてのみなさん、ありがとうございました！

■「虐待・プライバシー」グループ

大津 ゆかり (17歳)

イベントが無事に終わり、私はこのイベント企画に参加出来て本当によかったと思います。初めは自分にこんな大きな仕事出来るだろうか、それに子どもの権利条約自体名前だけしか知らなかったの、本当に大丈夫なのかな！？と思いました。

私達のグループは虐待、プライバシーについて、そして最後に子どもにとって最善の利益とは！？という事を話していきました。初めは虐待とプライバシーは全く共通がないものと思っていたので、別々に話し合っていました。しかし、話が進んでいくうちに共通する部分があったので、2つ合わせながら話していきました。

議論のまとめとして、虐待もプライバシーも「孤立化」した為に問題になってきているのではないかという事です。昔に比べて近所付き合いなどが減ってしまい、話す機会が少なくなってきたので虐

待が深刻化してしまっただけではないかという事、プライバシーを考え過ぎてしまって孤立化し、悪い方向にってしまったのではないかという事です。閉鎖的にならず、逆に開放的にする事でよくなっていくのではないかという結果が出ました。「孤立化」だけでなく、「信頼関係」というところにも共通しているのではないかという意見も出ました。

最後に、最善の利益についてですが、子どもによって最善の利益はそれぞれ違うという事、大人は子どもの目線に立つように心掛けるというのが今回私たちのグループで話し合ったまとめです。

私達のグループは大人の方達ばかりで、すぐくたくなるような事がたくさん聞けたような気がします。グループごとの話し合いは1時間30分で、そんなに話が出来るかな〜と始まる前思ってたが、実際はもっと時間がほしいくらいでした。

条文はとても短いのに、いろいろ考えたり、思ったりする事があるんだな〜と思いました。調べるまではいろいろ大変でしたが、終わってみると、本当にあっという間で、とてもいい思い出になりました。

小山 直人 (16歳)

今回このイベントに参加でき、自分にとってとても有意義な時間を過ごすことができました。僕は虐待、プライバシーと子どもの最善の利益をテーマに大人の方と討議をしましたが、この討議で何か納得できたかといえば、正直何も納得できませんでした。しかし、少なからず現代の大人がそれらのことをどう受け止め、何を考えているのかが知ることができました。

やはりまだ大人と子どもというものには壁があるように僕は感じました。大人は子どもを経て大人になっているのに、子どもの目線にたち物事を考えることをされていなかったのが残念でなりません。そのうえ、ある方にこの討議は失敗だった部分もあると言われましたが、はたしてそうでしょうか？討議に失敗や成功というのはあるのでしょうか？僕はもっと客観的で説得力のある方々の意見を子どもとして聞きたかったです。もちろんためになる話もされてる方はいました。しかし討議全体を通し、やはり今は住みにくい世の中になっているなと高校生ながらに思いました。なぜなら誰もが善悪正誤を徹底的につけようとしていたからです。なんとなくガッカリしました。僕をもっと勉強しないと思いました(笑)未熟ですいませんでした。

■「少年兵」グループ

平井 諒 (16歳)

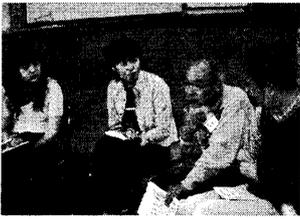
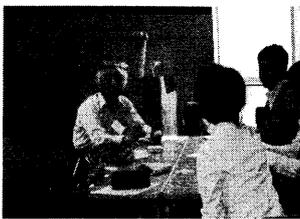
僕達のグループでは「少年兵」について取り扱いました。

子どもの権利条約では、軍の運営する学校へは、教育を受ける権利があることから、卒業と共に軍に入ることになる軍学校への入校はしてよいことになっています。たしかに、卒業するときには18歳ですから、問題はありません。しかし、それは入学するときに将来を決定してしまうわけですから、子どもの権利条約は、子どもの将来を保障していないということになるのでは？ということをお話し合うつもりでした。

しかし、このテーマを選んだ方々は今現在、少年兵として戦場にいらる子ども達をどうにかしてあげたいという気持ちが強く、こちらが議論の中心になりました。

まず、最初に少年兵の現状について話しました。特にウガンダではLRAという反政府組織が子どもを誘拐しては、武器を持たせ戦場に立たせていました。それは少年だけに限





らず、少女も連れて行かれます。そうした子ども達は体だけでなく、心にも大きな傷を負います。LRAから救出された子ども達は、絵を描くと戦場の絵や、武器の絵を描きます。そのような絵しか書けないのです。

初めて口にするとまともな食事には涙を流すほど、少年兵の扱いはひどいです。いくら戦力になるとは言え、少年兵は一番扱いが低いです。食事もちろん、粗末で、少ししかない物を少年達で分けなければなりません。

また、少女は無理やり子どもが出来てしまうことも稀ではありません。そうして生まれた子どもは、その母に昔の傷を思い出させます。子どもには罪も無いのに、母はその子どもを憎んでしまうかもしれない。誘拐された子ども達はそんな傷を負ってしまうのです。

こういった子ども達がいる場所は、紛争のある国です。いくら子どもの権利条約に書かれているとはいえ、反政府組織などにはなかなか手ができません。そもそも、国が戦っているわけですから、その国が子どもを助け出す余裕はあまり無いでしょう。なら、他の比較的余裕のある国が介入する必要があります。日本は平和ボケしてしまって、そういった少年兵の過酷さを理解することは難しいかも知れませんが、日本も比較的余裕のある国です。しかし、そういう流れを作るのは難しいでしょう。少年兵の過酷さ、そもそも少年兵そのものに興味を持つ機会があまりありません。ならば、少年兵に興味を持つ機会を増やすにはどうしたらよいでしょうか。

まず、僕はどうしてこの少年兵というテーマにしたのかということを考えました。僕が興味を持ったきっかけは、あるホームページでした。ウガンダへ直接取材をしにいった人のホームページで、LRAから逃げ出すことのできた少年、少女の写真が載っていました。そのホームページを見て、僕は少年兵がどれだけ心に深い傷を負うのかを知ることができました。つまり、そういうことです。今なら誰でも簡単にホームページを作ることができます。一人一人が、少年兵に興味を持ってもらえるように努力することが大事だと思います。この間の邦人拉致事件では、イラクへ取材に行っていた人がいました。報道や世間は非難をしています。ああいった活動が人々の流れを創る大事な活動だと思います。この文章を見て、少年兵に興味をもっていたら、今回の僕の活動もとても有意義なものだったと思います。

■「余暇の権利・学ぶ権利」グループ

桜井 彩美 (17歳)

無事に(?)イベントを終えることができほっとしています。

始めた当初は3人しかいなく(しかも1人は結局できなかった)本当にできるかどうか、とても不安でした。次第に人数は増え、何をテーマにするかというとき、「子どもの権利条約ネットワークなんだから、子どもの権利条約をテーマにすれば?」と、軽い気持ちで言っただけで、それが採用されて、提案者の私がいちばんあせりました。

実は、今まで『子どもの権利条約』について考えたことはあまりありませんでした。しかし、今回のことをきっかけに少しでも知ろうと思い、子どもの権利条約に関する本を何冊か読みました。その中で一番興味を持ったのが余暇の権利でした。

日本は9年間の義務教育があり、29条の学ぶ権利は保証されていると思います。しかし、31条の余暇の権利はどうか…? 学ぶ権利と余暇の権利は、学生である私にとって、とても身近に感じるこ

のできる条約でした。しかし、身近に感じられるだけに、何を調べれば良いのか、具体的に何を考えれば良いのかがよく分かりませんでした。とりあえず余暇の権利に関する事で、最近ゆとり教育が行われているけど、「ゆとり」と言いつつ、実際は1日の授業数が増えたり、朝・放課後・休日の補習があったりと、逆に「ゆとり」が減っているのではないかと思います。ゆとり教育に関する新聞記事を資料として用意しておきました。

5月5日子どもの日。当日の朝になっても何をやれば良いのかまともありませんでした。オリンピックセンターにむかう電車の中でも、ずっと資料を読んだり、子どもの権利条約に関する本を読んだりしました。でも、他のテーマがしっかりとしていたので、余暇の権利&学ぶ権利を選ぶ人はいないから大丈夫だと開き直っていました。誰もいなかったら、どこのグループに入ろうかなあということまで考えていたので、10人以上の人がいたのを見たときに本当に驚き、パニック、何をしようとしたのか全て忘れてしまいました。用意しておいた資料を配り、話し合いました。余暇とはボーッとすることと聞き、そういうふうにとらえていなかったので新鮮な驚きでした。ゆとり教育の話もでしたが、賛否両論で、どの意見も納得させられ、いろいろと考えさせられました。意見を述べただけですが、いろいろな人の意見を聞くことができ、考えを深めることができました。

今回、各グループの担当とは別に司会をやりましたが、原稿を用意していなかったり、予定通りに進まなかったりなど、キチンとやれませんでした。とても反省点が多いけど、逆に良い勉強になったと思います。

最後になりましたが、参加者のみなさん、準備が足らず、いろいろと迷惑をかけてしまいすみませんでした。喜多先生、グループ討議のときにサポートありがとうございました。先生のおかげでグループ討議ができました。NCRC関係者のみなさん、いろいろと手助けをしていただきありがとうございました。みなさんのおかげでなんとか無事に終わりました。赤池さん・奈津帆さん・好光さん、企画のときからずっとありがとうございました。バラバラでまとまりのない企画メンバーをここまで引っ張ってくださいました。本当にお世話になりました。そして企画メンバーの方々。全然何もなくてすみませんでした。無事に終了してよかった!

今回の経験をこれから生かしていきたいです。今回関わったみなさま、本当にいろいろとありがとうございました!!!

■「教育とは」グループ

齊藤 寛也 (17歳)

今回同じ学校で生徒会をしている小山君に誘われ、参加しました。最初は子どもの権利条約のことをあまり知らなかった為、順調とは言えなかったと思います。

そんな中で自分達が企画し、内容を考えていっているうちに、だんだんと意識が高まってきたと思います。

当日には、様々な方々と話し合いを持つことを出来ました。その中で、このままの教育政策が続いていくと、教育の格差が所得や生活の格差に繋がってしまうのではないかと、多くの問題があるという話ができました。自分としては、こういう格差は幾分仕方が無いことと思っています。それは、例えるなら学生のときに不良だったからといって成人してからの生活が著しく他の人に引けを取るといったことが無いということです。つまり、自己の力を伸ばしていければいいと思うからです。上記以外にも色々な話をして有意義な時間を過ごすことができました。

●●●●●●●● 子どもの権利条約批准10周年記念 ●●●●●●●●

子どもの権利条約入門セミナー2004

1994年に日本が子どもの権利条約を批准して10年が過ぎました。その間に子どもの権利条約は日本の社会に根付いたのでしょうか。批准時に比べ、忘れ去られているようにも思われます。

本年度、子どもの権利条約ネットワークは「条約を読む」をキーワードに条約の入門セミナーを企画しました。今回は、単に権利条約の現状を学ぶだけでなく、内容を深め、様々な場面で実践していくことができるようにするために、<現在子どもが直面している問題を、子どもの権利条約の視点から深める>ための講義・報告編と、<深めた情報、知識を使ってワークショップの手法を学ぶ>実践編を交互に開催します。ご自分の関心、目的意識にあわせて講義・報告編と実践編を自由に組み合わせてご参加ください。

第一回は子どもの権利条約全般にわたる入門編です。この10年を振り返りながら条約の基礎を学びます。皆様、揮ってご参加ください。

《第1回》子どもの権利条約の基礎知識 (実践編のみの参加も大歓迎です！)

講義編 6月15日(火) 19:00~21:00 荒牧 重人(山梨学院大学法学部教授) ★すでに終了★

実践編 7月16日(金) 19:00~21:00 各回とも、内田 塔子(立正大学講師) 林 大介(子どもの権利条約ネットワーク)

第2回 「対テロ戦争の中の子どもたち」

《講義編》9月17日(金) 19:00~21:00

大河内秀人((N) パレスチナ子どものキャンペーン常務理事)

《実践編》10月15日(金) 19:00~21:00

第3回 「マイノリティーの子どもたち(仮)」

《講義編》11月 《実践編》12月

第4回 「少年事件と子どもたち(仮)」

《講義編》2005年1月 《実践編》2005年2月

第5回 「児童労働-日本の子どもと世界の子ども(仮)」

《講義編》2005年3月 《実践編》2005年3月

※内容を変更する場合がありますので参加されるときはご確認ください。

会 場：子どもの権利条約ネットワーク事務所(みなとNPOハウス
4階) ●地下鉄日比谷・大江戸線「六本木」駅徒歩2分・旧
三河台中学校

参加費(資料・会場費)：

一般 おとな1,000円/子ども(18歳未満)500円

会員 おとな 800円/学生・子ども無料

定 員：20名 ※資料などの準備がありますので事前申込をお願い
します

<主催・問合せ先> 子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL・FAX 03-3470-0744

E-mail: nrcr@abeam.ocn.ne.jp ●URL: http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人(山梨学院大学法科大学院教授)

小学校高学年~中学生向/全6巻

各48ページ/A4変型判/オールカラー

揃定価17,640円(揃本体16,800円)

各巻定価2,940円(本体2,800円)



- 1巻 “自分をたいせつに”からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.74

2004年6月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷(株)第一プリント